

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一  
……………（福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課）……………一

### 告示

○都市計画事業の認可（三件）……………一  
……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………一  
○土地区画整理事業の施行認可……………二  
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………二  
○建築基準法による道路の指定の取消し……………三  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………三  
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の八第一項の規定に基づく検証機関の登録……………三  
……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………三  
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更（三件）……………三  
……………（同）……………三  
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………四  
……………（同）……………四  
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………四  
……………（同）……………四

○家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………五  
……………（産業労働局農林水産部食料安全課）……………五  
○豚熱の予防注射の実施……………六  
……………（同）……………六  
○都道の区域変更（二件）……………六  
……………（建設局道路管理部路政課）……………六  
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………九  
……………（建設局道路管理部監察指導課）……………九

### 告示（教）

○東京都指定文化財の指定……………一〇  
○博物館の登録……………一〇

### 告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………一〇

### 規則（公）

○警視庁組織規則等の一部を改正する規則……………一〇

### 規程（水）

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………一〇

### 公 告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………一一  
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一一  
○令和四年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付……………一二  
……………（都市整備局市街地建設部建設課）……………一二  
○開発行為に関する工事完了……………一二  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一二  
……………（同）……………一二  
○低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………一三  
……………（環境局環境改善部大気保全課）……………一三  
○東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………一四  
……………（東京都教育委員会）……………一四

### 雑 報

○東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則……………一七  
……………（東京都職員共済組合）……………一七

### 正 誤

## 規 則

○平成三十一年二月七日付東京都告示第百十八号……………一七  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年三月十八日  
東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第二号ただし書中「二十歳」を「十八歳」に改める。

### 附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
2 令和四年三月三十一日までにこの規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第十九条第二号ただし書の規定に該当することにより旧規則第二十條の申請を行った者に対するこの規則による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第十九條の助成については、なお従前の例による。

## 告 示

●東京都告示第三百四十七号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第一

項の規定に基づき立川都市計画道路事業を認可したので、  
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路事業三・二・十号 緑川通り線
- 三 事業施行期間 令和四年三月十八日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 立川市曙町三丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき立川都市計画道路事業を認可したので、  
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路事業都市高速鉄道 東日本旅客鉄道中央本線付属街路第一号線
- 三 事業施行期間 令和四年三月十八日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 立川市羽衣町一丁目、曙町三丁目及び国立市北三丁目各地内

使用の部分

国立市北三丁目地内

●東京都告示第三百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国立都市計画道路事業を認可したので、  
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国立市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画道路事業三・四・八号 日野駅国立線
- 三 事業施行期間 令和四年三月十八日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 国立市北三丁目及び立川市曙町三丁目各地内

使用の部分 なし

●東京都告示第三百五十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき武蔵村山市神明一丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の住所及び氏名 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四 株式会社住協 代表取締役 安永 久人

二 事業施行期間 令和四年三月十八日から令和五年十二月三十一日まで

三 施行地区 武蔵村山市神明一丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称 武蔵村山市神明一丁目土地区画整理事業

五 事務所所在地 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四

六 施行認可の年月日 令和四年三月十八日

七 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法 武蔵村山市役所の掲示板又は施行地区内に掲示する。

●東京都告示第三百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条

令和四年三

(一) 羽村市川

延長

第二項の規定による道路 月三日

- (一) 四二・二  
崎一丁目三百三十六番一の一、同番一地先並びに同番四から同番六まで、同番八、三百三十七番一及び同番二の各一部
- (二) 四一・六  
崎四丁目三百八十六番一の一、同番一地先及び三百三十三番一の一
- (三) 四一・三・〇〇  
崎四丁目二百八十六番一の一、同番一地先並びに二百八十七番イ、同番ロ、二百九十五番一、同番二、二百九十六番二、同番三、三百六番二、三百七番二、三百八番一、三百十三番一、三百一四番一及び同番二の各一部
- (四) 四〇・〇  
崎四丁目二百六十八番一の一、同番一地先並びに二百六十九番一、同番十一から同番十四まで、二百七十番一から同番三まで、同番六、二百七十一番一、同番二及び同番四の各一部並びに同番五
- (五) 四〇・〇  
崎四丁目二百六十八番一の一、同番一地先及び二百七十一番二の一

●東京都告示第三百五十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の八第一項の規定に基づき検証機関の登録をしたので、同条例第八条の二十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録検証機関名称 株式会社未来工業
- 二 代表者氏名 代表取締役 石橋 勝重

- 三 登録検証機関所在地 板橋区大谷口北町十九番五号
- 四 営業所名称 株式会社未来工業
- 五 営業所所在地 板橋区大谷口北町十九番五号
- 六 登録年月日 令和三年二月二十五日
- 七 登録番号 三十九
- 八 登録区分 特定ガス・基準量

●東京都告示第三百五十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 四
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 株式会社イーアンドイープラニンゲ
- 四 代表者氏名 代表取締役 鈴木 基
- 五 営業所名称 株式会社イーアンドイープラニンゲ 本社
- 六 変更前の営業所所在地 千代田区内神田二丁目七番七号
- 七 変更後の営業所所在地 港区芝浦四丁目十三番二十三号
- 八 変更年月日 令和三年六月十九日

●東京都告示第三百五十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十一第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 十四
- 二 登録区分 特定ガス・基準量
- 三 登録検証機関名称 株式会社パデセア
- 四 代表者氏名 代表取締役 黒柳 要次
- 五 営業所名称 株式会社パデセア 本店
- 六 変更前の営業所所在地 千代田区一番町二十三番地三
- 七 変更後の営業所所在地 千代田区岩本町二丁目七番地三
- 八 変更年月日 令和三年七月十日

●東京都告示第三百五十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十一第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八条の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 七
- 二 登録区分 特定ガス・基準量

都内外削減量

その他ガス削減量  
電気等環境価値保有量

- 三 登録検証機関名称 日本検査キユーエイ株式会社
- 四 代表者氏名 代表取締役 菅野 良一
- 五 営業所名称 日本検査キユーエイ株式会社 本社
- 六 変更前の営業所所在地 中央区新富二丁目十五番五号 RBM築地ビル
- 七 変更後の営業所所在地 中央区入船二丁目一番一号 住友入船ビル
- 八 変更年月日 令和三年六月七日

●東京都告示第三百五十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 二
- 二 登録区分 特定ガス・基準量  
優良事業所基準(第一区分)  
優良事業所基準(第二区分)
- 三 登録検証機関 ビューローベリタスジャパン株式会社
- 四 代表者氏名 代表取締役 外崎 達人
- 五 休止する検証業務の範囲 ビューローベリタスジャパン株式会社

新橋事務所

(一) 営業所所在地 港区新橋五丁目二十番四号

(二) 業務の範囲 優良事業所基準(第一区分)に係る検証業務  
優良事業所基準(第二区分)に係る検証業務

六 休止期間 令和三年一月一日から同年十二月三十一日まで

●東京都告示第三百五十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 登録番号 十五
  - 二 登録区分 特定ガス・基準量  
優良事業所基準(第一区分)
  - 三 登録検証機関 SGSジャパン株式会社
  - 四 代表者氏名 代表取締役 顔 立新
  - 五 廃止する検証業務の範囲
- (一) 営業所名称 SGSジャパン株式会社 神保町事務所
- (二) 営業所所在地 千代田区神田錦町三丁目七番地二 東京堂錦町ビルディング八階
- (三) 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務

優良事業所基準(第一区分)に係る検査業務  
 令和三年二月二十八日

●東京都告示第三百五十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和四年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 ブルセラ症検査

(一) 実施の目的

ブルセラ症の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査及び細菌学的検査

二 結核検査

(一) 実施の目的

結核の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

ツベルクリン検査

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域  
 立川市、青梅市、令和四年五月一日から同年六月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日  
 八丈町の全域  
 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二項第一号

から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査

六 豚熱検査

(一) 実施の目的

豚熱の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、さし、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

八 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルケテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第三百五十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第

六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。  
令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

都内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

南田中町旭町 練馬区早宮三丁目五千四百四十二番十二地

二 変更の区間

先 変更の概要 別図表示のとおり

別図

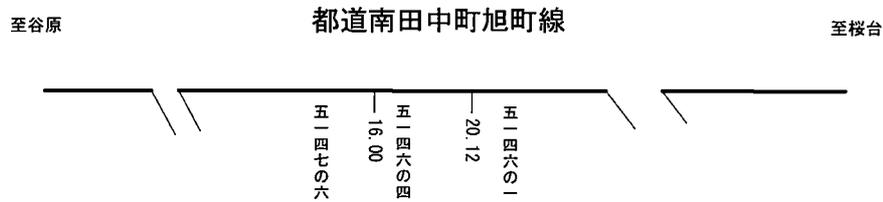
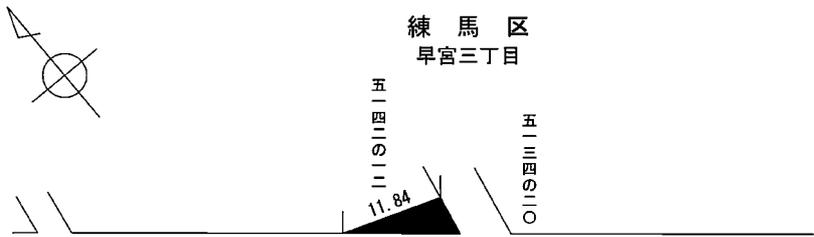
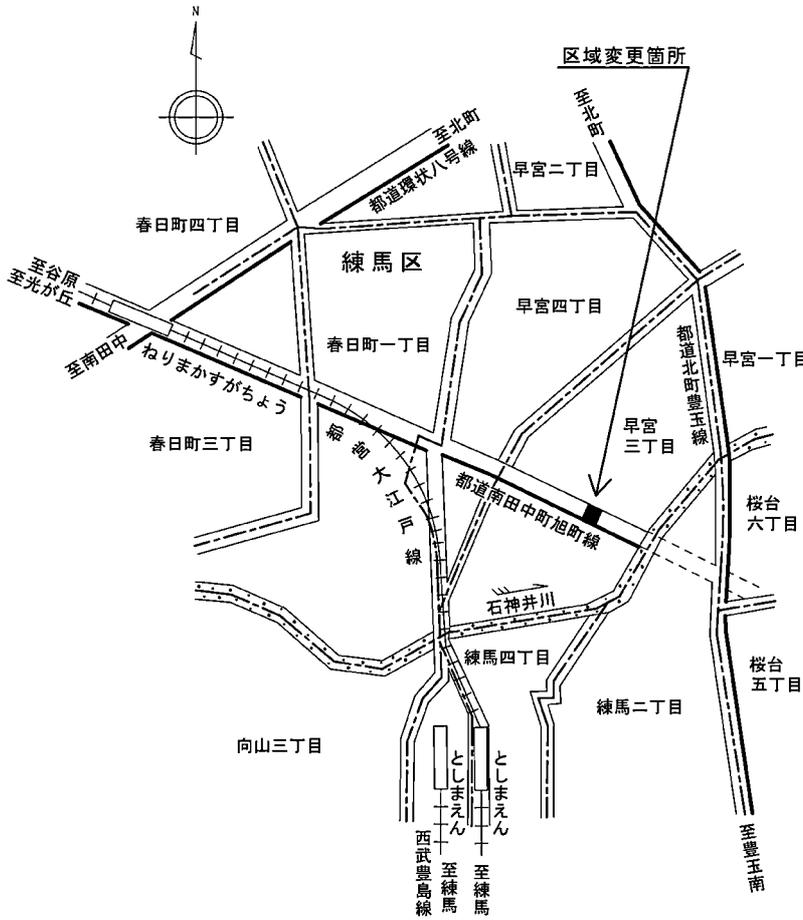
都道南田中町旭町線区域変更略図

練馬区早宮三丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一三・三八メートル  
面積 二七・六二平方メートル

計画線

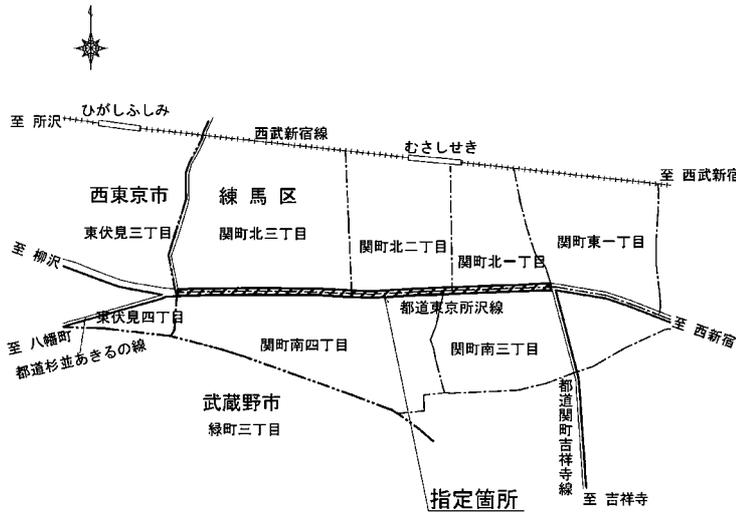




別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
練馬区関町南三丁目～関町北三丁目

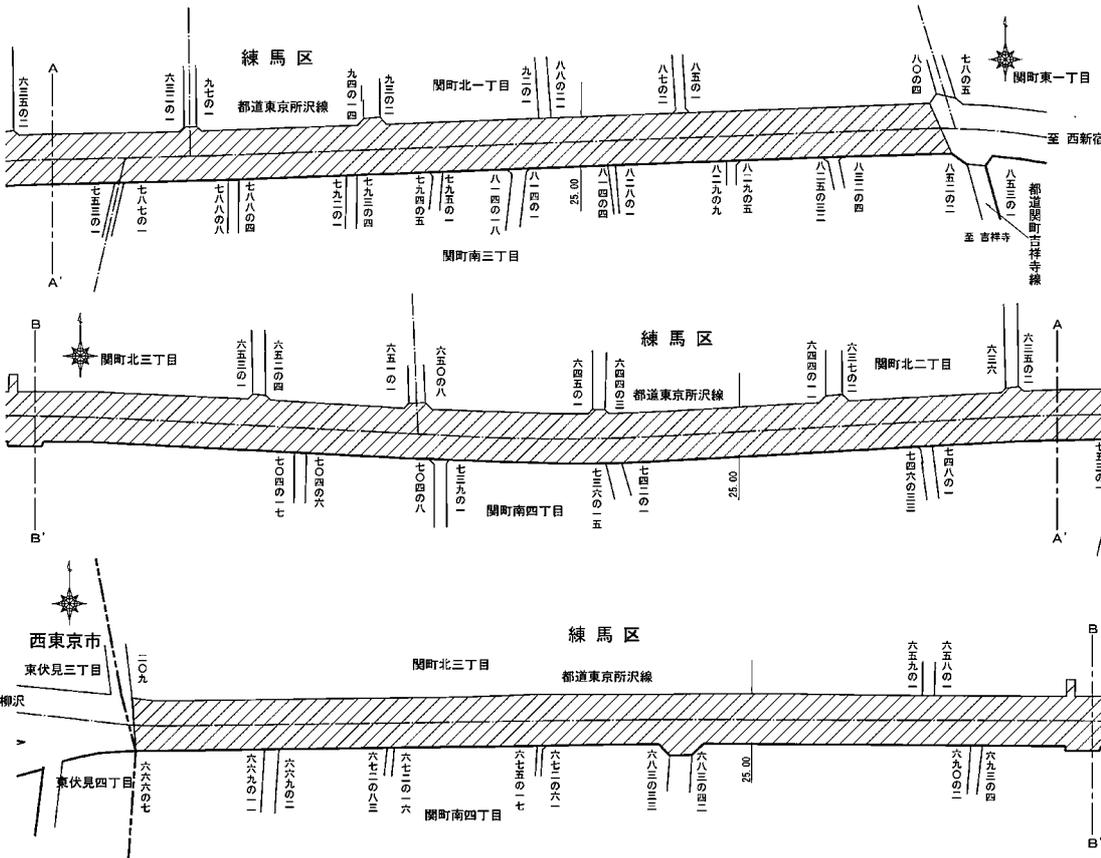
(電線共同溝予定名称 東京所沢・十一号)  
延長 一、四五九・六八メートル



●東京都告示第三百六十二号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
令和四年三月十八日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名  
都道東京所沢線

二 指定する区間  
練馬区関町南三丁目八百五十二番二地先から同区関町北三丁目二百九番地先まで  
三 指定の概要  
別図表示のとおり



告示(教)

●東京都教育委員会告示第十号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

令和四年三月十八日

東京都教育委員会

新たに指定するもの

種別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者又は保存団体
東京都指定有形文化財(建造物)	自由学園 七棟 女子部講堂一棟 女子部食堂一棟 女子部教室四棟 女子部体操館一棟 土地付(中庭、大芝生、大谷石製擁壁含む) 附 廻廊(東・西、便所含む)、池(講堂前、教室前(東・西)、体操館前(東・西))	学校法人自由学園 東久留米市
	東久留米市学園町一丁目三百八十二番七の一部、同所三百八十六番の一部、同所三百八十七番の一部、同所四百十八番の一部、同所四百十九番の一部、同所四百二十番ないし同所四百二十四番、同所四百二十五番の一部、同所四百二十六番の一部、同所四百三十五番の一部、同所三百八十一番二地先から同所四百十二番一地先に至る河川の一部、同所四百二十九番地先から	

同所四百十二番一地先に至る河川の一部、同所四百二十六番地先から同所同番地先に至る河川の一部、同所四百二十二番地先から同所同番地先に至る河川

東京都指定有形文化財(絵画)  
絹本着色宝塔絵曼荼羅 一  
品川区大井六丁目十一番一  
品川区立品川歴史館

東京都指定無形民俗文化財  
足立区西保木間二丁目地区  
(風俗慣習)  
じんがんなわ  
わ保存会

東京都指定天然記念物(植物)  
梅岩寺のカヤ  
東村山市久米川町五丁目二  
十四番地六 梅岩寺  
宗教法人梅岩寺

●東京都教育委員会告示第十一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条の規定により、草間彌生美術館を博物館として、次のとおり登録した。

令和四年三月十八日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所 一般財団法人草間彌生記念芸術財団  
新宿区弁天町百九
- 二 博物館の名称 草間彌生美術館
- 三 博物館の所在地 新宿区弁天町百七
- 四 登録年月日 令和四年三月十八日
- 五 登録番号 第九十二号

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年三月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名	所在地
障害者支援施設江古田の森	中野区江古田三丁目十四番十九号
介護老人保健施設東京シニアケアセンター赤羽	北区志茂一丁目十九番十四号

規則(公)

警視庁組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月18日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第2号

警視庁組織規則等の一部を改正する規則

(警視庁組織規則の一部改正)

第1条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
田次中「第47条の7」を「第47条の6」に、「第69条の4」を「第69条」に改める。

<p>第2条第1項の表組織犯罪対策部の項中</p> <p>「組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課 組織犯罪対策第三課 組織犯罪対策第四課 組織犯罪対策第五課」</p> <p>「犯罪収益対策課 国際犯罪対策課 暴力団対策課 薬物銃器対策課」</p> <p>第3条第7号中「(外勤勤務制度を除く。)」を削る。 第3条の3第4号を削る。</p> <p>第47条の2第6号中「及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)」を削り、「こと」の次に「(他の分掌に属するものを除く。)」を加え、同条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)の指導致にすること。</p> <p>第47条の3を次のように改める。</p> <p>(犯罪収益対策課の分掌事務)</p> <p>第47条の3 犯罪収益対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 犯罪収益に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 組織的犯罪処罰法に規定する不法収益等及び犯罪収益等並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及</p>	<p>び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成30年法律第94号)に規定する薬物犯罪収益等に関すること。</p> <p>(3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に関すること。</p> <p>(4) クレジットカード等の電子決済システムの不正利用に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。)</p> <p>第47条の4(見出しを含む。)中「組織犯罪対策第二課」を「国際犯罪対策課」に改め、同条第1号中「事件情報の収集及び犯罪の取締り(他の分掌に属するものを除く。)」を「総合的対策の企画及び調整」に改め、同条に次の3号を加える。</p> <p>(3) 国際犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。)</p> <p>(4) 国際犯罪組織に係る実態解明に関すること。</p> <p>(5) 在留外国人に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>第47条の5及び第47条の6を次のように改める。</p> <p>(暴力団対策課の分掌事務)</p> <p>第47条の5 暴力団対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 暴力団その他犯罪組織に係る総合的対策の企画及び調整に関すること(他の分掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 暴力団その他犯罪組織に係る実態解明に関すること(他の分掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 暴力団その他犯罪組織に係る資料の収集及び整備</p>	<p>に関すること。</p> <p>(4) 暴力団その他犯罪組織に係る排除活動に関すること。</p> <p>(5) 暴力団その他犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること(他の分掌に属するものを除く。)</p> <p>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)に関すること。</p> <p>(7) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)に関すること。</p> <p>(薬物銃器対策課の分掌事務)</p> <p>第47条の6 薬物銃器対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 薬物及び銃器に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 薬物事犯及び銃器事犯に係る情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 薬物事犯及び銃器事犯の取締りに関すること。</p> <p>第47条の7を削る。</p> <p>第57条の4第2項第1号中「クレジットカード等を偽造する国際犯罪組織に係る犯罪の取締り」を「組織犯罪に係る情報の解析」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 組織犯罪対策の支援に関すること。</p> <p>第58条の5を削り、第58条の6を第58条の5とし、第58条の7を第58条の6とする。</p> <p>第69条の2から第69条の4までを削る。</p> <p>第72条第6項中「、インターネット基盤管理センター」を削り、同条第8項中「、組織犯罪対策情報分析室、</p>
--	---	--

フナー・ローソング対策室、不正滞在対策室及び暴力団対策情報室」を「及び組織犯罪対策情報分析室」に改める。

第84条を次のように改める。

第84条 削除

第85条から第87条までの規定中「、サイバーセキュリティ対策本部及びオリシビック・パラリンピック総合対策本部」を「及びサイバーセキュリティ対策本部」に改める。

(警視庁国有物品管理規則の一部改正)

第2条 警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、警視庁サイバーセキュリティ対策本部及び警視庁オリシビック・パラリンピック競技大会総合対策本部」を「及び警視庁サイバーセキュリティ対策本部」に改める。

(警視庁警察職員の定員に関する規則の一部改正)

第3条 警視庁警察職員の定員に関する規則（昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、オリシビック・パラリンピック競技大会総合対策本部」を削る。

(警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第4条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号カ中「組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第

四課、組織犯罪対策第五課」を「犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」に改め、同項第2号オ中「、暴力犯捜査係及び銃器薬物対策係」を「及び薬物銃器対策係」に改める。

(東京都暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第5条 東京都暴力団排除条例施行規則（平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号（裏）及び別記様式第11号（裏）中「組織犯罪対策第三課」を「暴力団対策課」に改める。

(東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正)

第6条 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成26年12月19日東京都公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「組織犯罪対策第五課長が組織犯罪対策第五課」を「薬物銃器対策課長が薬物銃器対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第二号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「設置」を「設計」に改める。

別表中「給水装置工事施行承認申込書兼給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書」を「給水装置工事申請申込書」に、「給水装置工事完了届」を「給水装置関係各種届出書」に、「指定給水装置工事事業者設計審査申込書」を「指定給水装置工事事業者工事調査」に改め、「給水装置確認申込書」を削る。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

東京建物株式会社 代表取締役 野村 均

二 住所

中央区八重洲一丁目九番九号

令和四年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付について  
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以

下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までにを行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し必要な事項を次のように定めたので公告する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請時期及び方法

令和四年四月一日(金曜日)から令和五年三月三十一日(金曜日)までの期間内(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日その他東京都が特に定める日を除く。)において申請者自らの予約により決められた日時に申請書類を東京都都市整備局市街地建設部建設業課に提出する。

二 申請書類

(一) 申請書、請求書及び添付書類

ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十四)

イ 経営規模等評価の申請説明書又は総合評定値の請求説明書(以下「説明書」という。)において提出を求める書類

(二) 提示書類

説明書において提示を求める書類

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

(一) 手数料  
ア 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千百円に

審査を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額

イ 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

(二) 納付方法

東京都都市整備局市街地建設部建設業課出納窓口で現金により納付する。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知書又は総合評定値の通知書は、申請書を受理してから原則として二十二日以内に申請者宛て普通郵便にて発送する。

五 申請書類の提出先

東京都都市整備局市街地建設部建設業課(東京都庁第二本庁舎三階南側)  
新宿区西新宿二丁目八番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市秋津町四丁目二十四番十の二  
番十の一部、同番三十六、同番三十六地先、同番三十七、  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社

同番五十三、同番五十八及び同番五十九 代表取締役 小寺 一裕

低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二二二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和四年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

(三) グレードH

別記三のとおり

二 認定年月日

令和四年一月二十一日

別記一

グレードA

認定番号

G A A 二一四〇〇一

G A A 二一四〇〇二

G A A 二一四〇〇三

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

冷温水発生機

代表型式の名称

B B 一1000 A P G

B B 一1500 A P G

N Z G 一0120 H Q 5 A ほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

株式会社サムソン

同右

川重冷熱工業株式会社

別記二

グレードA

認定番号

G A X 二一四〇〇一

G A X 二一四〇〇二

G A X 二一四〇〇三

G A X 二一四〇〇四

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

同右

同右

代表型式の名称

B B 一750 A G

B B 一1000 A G

B B 一1500 A G

B B 一750 A P G

申請者の氏名又は名称

株式会社サムソン

同右

同右

同右

別記三

グレードH

認定番号

G A H 二一四〇〇一

G A H 二一四〇〇二

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

代表型式の名称

W F 一750 G E X 一H

W F 一1000 G E X 一H

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

同右

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、令和四年二月九日に表彰された者は、次のとおりである。

令和四年三月十八日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員・立志賞)

小 学 校

氏 名 職 名 主な取組

田端 真之 文京区立林町小学校教諭 学級経営の推進

平井 孝記 福生市立福生第一小学校教諭 児童指導の推進

比留間 雄大 武蔵村山市立第十小学校教諭 ICTを活用した学習指導・校務の改善

中 学 校

氏 名 職 名 主な取組

太田 和花奈 世田谷区立桜丘中学校教諭 ICT教育の推進

松岡 龍秋 葛飾区立青葉中学校教諭 生徒指導の推進

高 等 学 校

氏 名 職 名 主な取組

打田 孝一 東京都立芦花高等学校教諭 教育のICT化への貢献

松岡 咲 東京都立大崎高等学校教諭 多文化理解教育の推進

益田 昌味 東京都立千早高等学校教諭 教科・生活指導への貢献

松本 大輝	東京都立光丘高等学校 ICTを活用した授業改善	堀川 祐司	東京都立練馬高等学校 教科・生徒指導の推進	鈴木 清太郎	東京都立練馬工業高等学校 教育のICT化への貢献	田仲 真葉	東京都立秋留台高等学校 学校運営への貢献	氏 名	特別支援学校 主な取組	石塚 由華	東京都立大泉特別支援学校 ICTを活用した学習指導の推進	滑川 真衣	東京都立青峰学園 校務のICT化への貢献	二 個人表彰(教職員)		鹿島 正史	新宿区立東戸山小学校 主任教諭 ICT教育の推進・動物飼育教育の推進	氏 名	小 学 校	職 名	主たる功績	高橋 励門	文京区立青柳小学校 主任教諭 学校運営の改善	長田 健太	江東区立小名木川小学校 主任教諭 学校教育の推進	寺内 幸子	北区立王子小学校 主任教諭 生活指導の充実	西村 伸也	荒川区立赤土小学校 主任教諭 学校運営への貢献	川田 聡子	板橋区立成増ヶ丘小学校 主任教諭 ICT教育への貢献	折田 真一	葛飾区立白鳥小学校 主任教諭 学校運営の推進
大森 道久	八王子市立元八王子小学校 主幹教諭 特別活動を生かした学校改善	古場 賢征	八王子市立横山第二小学校 主任教諭 児童の体力向上に向けた取組の推進	山田 晃大	町田市立南第四小学校 主任教諭 体育科教育の推進	浅井 博行	福生市立福生第七小学校 主任教諭 学校運営への貢献	中島 恵大	福生市立福生第六小学校 主任教諭 安全教育の推進・社会科教育の推進	工藤 大典	福生市立福生第一小学校 主任教諭 理科・算数科教育の推進	武智 満	文京区立柳町小学校 主任教諭 健康教育の推進・保健教育の推進	小山 信子	世田谷区立旭小学校 主任教諭 児童の健康意識の向上	浅利 絢子	杉並区立杉並第六小学校 主任教諭 学校運営の推進	川崎 浩美	荒川区立瑞光小学校 主任教諭 保健指導の充実・特別支援教育の推進	永野 みゆき	板橋区立上板橋第二小学校 主任教諭 体育科教育の推進	山中 素子	葛飾区立川端小学校 主任教諭 特別支援教育の推進	萱原 剛	八王子市立式分方小学校 主任教諭 図画工作科教育の推進	佐藤 真琴	福生市立福生第三小学校 主任教諭 幼保小連携教育の推進	小泉 友	立川市立幸小学校 主任教諭 算数科教育の推進				
氏 名	中 学 校	木下 沙央里	文京区立第六中学校 主任教諭 保健教育の推進	塚田 早弥香	江東区立深川第七中学校 主任教諭 国語科教育の推進	伊庭 義人	杉並区立高円寺中学校 主任教諭 特別支援学級におけるICT教育の推進	千野 耕司	葛飾区立亀有中学校 主任教諭 学校運営の推進	石原 春彦	武蔵村山市立第三中学校 主任教諭 数学科教育の推進	我謝 博史	文京区立音羽中学校 主任教諭 英語科教育の推進・部活動指導の推進	元明 浩幸	台東区立柏葉中学校 主任教諭 特別支援教育の推進	山田 衣香	世田谷区立弦巻中学校 主任教諭 学校保健活動への貢献	中西 孝	葛飾区立立石中学校 主任教諭 理科教育の推進	岡部 輝久	福生市立福生第三中学校 主任教諭 学校経営への貢献	中村 優子	武蔵村山市立第一中学校 主任教諭 特別支援教育の推進	下山 良成	あきる野市立御堂中学校 主任教諭 部活動指導の充実	藤村 英夫	日の出町立大久野中学校 主任教諭 学校運営の推進	氏 名	職 名	石田 龍雲	八王子市立いずみの森 主任教諭 主な取組 開校準備及び開		

<p>小池 隆一 中野区立令和小学校長</p> <p>手代木 英明 渋谷区立神宮前小学校長</p> <p>薄井 康裕 世田谷区立山野小学校長(統括校長)</p> <p>遠藤 康弘 大田区立久原小学校長</p> <p>吉藤 玲子 台東区立忍岡小学校長</p> <p>栗原 宏成 文京区立湯島小学校長(統括校長)</p> <p>渡辺 裕之 千代田区立番町小学校長</p> <p>氏 名 職 名 校 校</p> <p>三 個人表彰(管理職)</p> <p>岡前 むつみ 東京都立久我山青光学 園指導教諭 視覚障害教育の 推進</p> <p>竹内 弥恵 東京都立水元小合学園 主任教諭 特別支援教育の 推進</p> <p>氏 名 職 名 校 校</p> <p>益田 勝寛 東京都立足立高等学校 主幹教諭 部活動指導の充 実</p> <p>桑谷 郁滋 東京都立小平西高等学 校主任教諭 部活動指導の充 実</p> <p>早田 智洋 東京都立千早高等学校 主幹教諭 商業科教育の推 進・キャリア教 育の推進</p> <p>渡部 光一 東京都立井草高等学校 教諭(臨時的任用教 員) 善行(犯人逮捕 への協力)</p> <p>氏 名 職 名 校 校</p> <p>義務教育学校主幹教諭 校当初の学校経 営への貢献</p> <p>主たる功績</p>	<p>大橋 昭彦 荒川区立尾久小学校長</p> <p>大野 忠雄 板橋区立蓮根第二小学校長</p> <p>信田 恵介 足立区立千寿小学校長</p> <p>渡邊 浩 葛飾区立亀青小学校長</p> <p>小池 慎一郎 八王子市立第一小学校長</p> <p>佐野 友隆 町田市立小山ヶ丘小学校長(統括校長)</p> <p>松永 式子 日野市立日野第六小学校長</p> <p>山口 早苗 日野市立旭が丘小学校長</p> <p>小林 卓 国分寺市立第二小学校長</p> <p>小林 理人 国立市立国立第二小学校長</p> <p>榎並 隆博 福生市立福生第六小学校長</p> <p>押本 純樹 武蔵村山市立第一小学校長</p> <p>深谷 千恵 目黒区立五本木小学校長</p> <p>氏 名 中 学 校 職 名</p> <p>冠木 健 新宿区立西早稲田中学校長(統括校長)</p> <p>佐藤 浩 新宿区立新宿西戸山中学校長</p> <p>和田 浩二 墨田区立錦糸中学校長</p> <p>柳井 裕明 大田区立六郷中学校長</p> <p>渋谷 正宏 杉並区立富士見丘中学校長</p> <p>小林 豊茂 豊島区立千登世橋中学校長(統括校長)</p> <p>宮田 正博 板橋区立上板橋第二中学校長</p> <p>指田 和浩 練馬区立開進第二中学校長</p> <p>宮下 みどり 足立区立東島根中学校長</p> <p>熊谷 晴弘 葛飾区立小松中学校長</p> <p>内野 雅晶 江戸川区立葛西中学校長(統括校長)</p>	<p>荒井 雅則 八王子市立由井中学校長</p> <p>吉田 修 府中市立府中第九中学校長</p> <p>肝付 俊朗 町田市立鶴川第二中学校長</p> <p>花田 英樹 町田市立町田第一中学校長(統括校長)</p> <p>阿部 善雄 小平市立小平第二中学校長</p> <p>後藤 正彦 国分寺市立第一中学校長</p> <p>井上 雅子 西東京市立ひばりが丘中学校長</p> <p>宮城 洋之 三鷹市立第三中学校長</p> <p>刀根 武史 武蔵野市立第五中学校長</p> <p>青木 由美子 小平市立小平第五中学校長</p> <p>氏 名 高 等 学 校 職 名</p> <p>島貫 富雄 東京都立紅葉川高等学校副校長</p> <p>中神 孝典 東京都立第三商業高等学校副校長</p> <p>大場 充 東京都立稔ヶ丘高等学校長(統括校長)</p> <p>米村 珠子 東京都立国際高等学校長(統括校長)</p> <p>金田 裕治 東京都立両国高等学校長(統括校長)</p> <p>俵田 浩一 東京都立大泉高等学校長(統括校長)</p> <p>吉田 寿美 東京都立上野高等学校長(統括校長)</p> <p>氏 名 特 別 支 援 学 校 職 名</p> <p>篠崎 友誉 東京都立水元小合学園校長(統括校長)</p>
--	--	--

市川 裕二 東京都立あきる野学園校長 (統括校長)  
 諏訪 肇 東京都立志村学園校長 (統括校長)  
 黒澤 一慶 東京都立武蔵台学園校長 (統括校長)

四 団体表彰  
 小 学 校

学校の名称 主たる功績

杉並区立杉並第二小学校 青少年赤十字活動(みんな  
 がありがとうプロジェクト)

八王子市立散田小学校 理科における研究発表

福生市立福生第三小学校 ICT教育の推進

武蔵村山市立第八小学校 特色ある教育への取組

あきる野市立草花小学校 地域に根ざした教育

中 学 校

学校の名称 主たる功績

板橋区立西台中学校 SDGs推進教育

高 等 学 校

学校等の名称 主たる功績

東京都立町田工業高等学校 安全教育の推進

雑 報

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十八日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合保養施設に関する規則(平成十七年東京都職員共済組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二付記三中「金曜日及び」を削る。

附 則

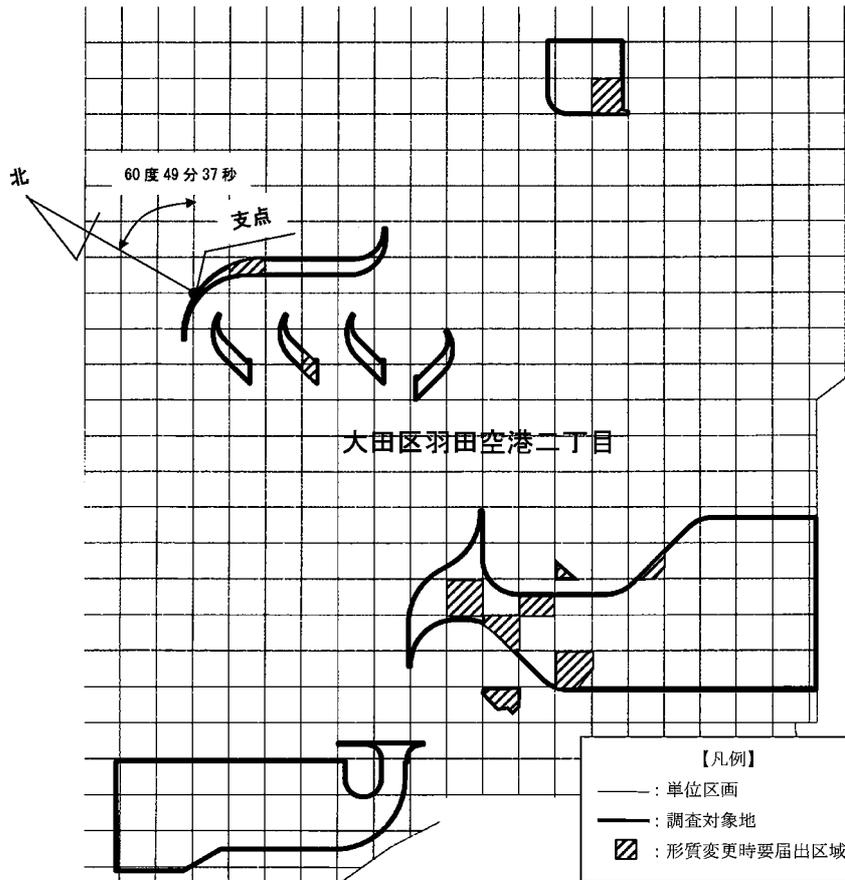
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

正 誤

○平成三十一年二月七日付東京都告示第百十八号

三ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



**【格子の回転角度 (60度 49分 37秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【支点】**  
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査範囲全体の最北端 (X: -50343.713、Y: -6094.439) とする。  
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価

本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

